

## 生駒市規則第 2 号

生駒市子ども医療費助成条例施行規則及び生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例施行規則及び生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市子ども医療費助成条例施行規則（平成 1 7 年 7 月生駒市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項第 2 号中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 4 条の 2 第 1 号中「場合」の次に「（医療費の助成の対象となる子どもが出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者に係るものを除く。）」を加え、同条第 2 号中「場合 1, 0 0 0 円」を「場合（医療費の助成の対象となる子どもが出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者に係るものを除く。） 1, 0 0 0 円」に改める。

様式第 2 号中 「 1 レセプトにつき 円  
( 1 4 日以上入院は 円)」 を「なし」に改める。

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成 1 7 年 7 月生駒市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 号中「場合」の次に「（対象児童が出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者に係るものを除く。）」を加え、同条第 2 号中「場合 1, 0 0 0 円」を「場合（対象児童が出生の日から 6 歳

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係るものを除く。) 1  
、000円」に改める。

様式第2号の2中 「

1レセプトにつき	円
(14日以上入院は	円)
なし	

」を

「

なし
----

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市子ども医療費助成条例施行規則第4条の2の規定及び第2条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第4条の2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。